

「補装具装用訓練等支援事業」等における機器の使用に関する運用内規

1 目的

この内規は、石川県リハビリテーションセンターが実施する「補装具装用訓練等支援事業」等に関して、使用する重度障害者用意思伝達装置等のコミュニケーション機器（別紙 5-1）の運用について定めることを目的とする。

2 使用者

- (1) 石川県リハビリテーションセンター職員
- (2) 協力者（「補装具装用訓練等支援事業」説明会参加機関）
- (3) (1) (2) 以外で施設長が必要と認めた者
- (4) その他、支援に必要な者

石川県内のリハビリテーション専門職、福祉用具取扱業者等でコミュニケーション支援についての知識や経験を十分に有する者。

なお、使用者（4）については、インターネットに接続不可とする。

3 機器の使用

(1) 手続き

ア 事前に使用したい機器を予約する。

使用者（2）～（4）が予約する場合は、職員が予約簿に代筆する。

イ 使用者は「福祉用具借用申請書（別紙 5-3）」に必要事項を記入し提出する。

ウ 使用後は、設定等をもとの状態に戻して返却する。

(2) インターネットへの接続について

ア 別に定める機器（別紙 5-1 ネット接続欄○印）については必要時、インターネット回線へ接続して使用することができる。

イ インターネット接続は、ほっとあんしんの家 有線 LAN ルーターおよび Wi-Fi ルーター、または県リハビリテーションセンターが管理する無線ルーターを使用する。

ウ 注意事項

- ・上記以外の方法でインターネットに接続しない（個人宅の Wi-Fi などは不可）
- ・インターネットに接続した訓練は、リハセンター職員または協力者が同席する間のみとし、同席しない場合はインターネットに接続不可とし、通信機器の貸し出しは行わない。

4 報告

訓練状況は必要に応じて補装具装用訓練報告書（別紙 5-2）に記載し、福祉用具借用申請書（別紙 5-3）と併せて保管する。

5 その他

この内規は令和 3 年 8 月 6 日より適用する。

この内規は令和 5 年 1 月 4 日より適用する。